

平成27年度

登米市老人保健施設事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県 登米市

議案第24号

平成27年度登米市老人保健施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度登米市老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 入所利用者数	26,718人
うち短期入所者数	1,830人
(2) 通所利用者数	7,245人
(3) 一日平均入所者数	73人
うち短期入所者数	5人
(4) 一日平均通所利用者数	23人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 老健事業収益		391,628千円
第1項 事業収益		390,325千円
第2項 事業外収益		1,303千円
	支	出
第1款 老健事業費用		448,098千円
第1項 事業費用		405,723千円
第2項 事業外費用		15,481千円
第3項 特別損失		26,894千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,485千円は過年度分損益勘定留保資金51,485千円で補てんするものとする。）。

	支	出
第1款 資本的支出		51,485千円
第1項 建設改良費		14,047千円
第4項 償還金		37,438千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 275,645千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、23,124千円と定める。

平成27年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚